

公益財団法人 日鉄鉱業奨学会奨学規程

1964年 3月 10日制定	1991年 4月 1日改正
1964年 4月 1日施行	1999年 4月 1日改正
1965年 4月 1日改正	2004年 4月 1日改正
1968年 10月 1日改正	2008年 4月 1日改正
1971年 4月 1日改正	2012年 10月 1日改正
1972年 4月 1日改正	2017年 4月 1日改正
1973年 4月 1日改正	2021年 4月 1日改正
1974年 4月 1日改正	2022年 4月 1日改正
1975年 4月 1日改正	2022年 10月 1日改正
1976年 4月 1日改正	2023年 10月 1日改正
1978年 4月 1日改正	2024年 4月 1日改正
1981年 4月 1日改正	
1988年 4月 1日改正	

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日鉄鉱業奨学会の定款に基づく学資の貸与および給付についての事項を定め、その業務の適正、かつ正確な運営をはかることを目的とする。

(奨学生の資格)

第2条 本会が学資を貸与または給付する者は、大学院または大学、もしくは高等専門学校に在学し、学術優秀、品行方正、心身健康で、学資の支弁が困難と認められたものとする。

2 本会から学資の貸与または給付を受ける者を奨学生といい、貸与または給付する学資を奨学金という。

第2章 奨学金の貸与

I. 貸与奨学金の交付

(貸与奨学生の応募手続)

第3条 奨学金の貸与を受ける奨学生の志願者は、奨学金貸与願書（別紙様式1号）に次の書類を添えて、学年の始めに本会に提出しなければならない。

- ① 履歴書（写真貼付）
- ② 住民票謄本または戸籍謄本
- ③ 家族状況調書

- ④ 連帯保証人の年収証明書
- ⑤ その他に本会が必要とする書類

(貸与奨学生の採用)

第4条 貸与奨学生の採用は、各年度の事業計画に基づき、選考委員会（理事会）の選考を経て、会長が決定する。

2 貸与奨学生の採用が決定したときは、これを本人に通知する。

(貸与奨学生に係る誓約書の提出)

第5条 前条の採用通知を受けた貸与奨学生は、連帯保証人と連署の上、誓約書（別紙様式2号）を提出しなければならない。

2 連帯保証人は、貸与奨学生の父母・兄弟姉妹またはこれに準ずる者でなければならない。

(貸与奨学生の額)

第6条 貸与奨学生の額は、次の2種類とし、本人の希望する額とする。

月額30,000円または月額15,000円

2 大学新入学の者に限り、本人の希望により、入学準備金として60,000円を貸与する。

3 貸与の途中で貸与奨学生の額の変更を希望する場合は、貸与月額変更願を提出しなければならない。

(貸与奨学生の交付期間)

第7条 貸与奨学生を交付する期間は、次の各号のうち該当する学校の期間とする。

- ① 大学の正規の最短修業年限。
 - ② 大学院の修士課程1年生から修了するまでの正規の最短修業年限。ただし、2年以上の修業課程であっても最長2年間とする。
 - ③ 高等専門学校の4年生から卒業までの正規の最短修業年限。
 - ④ 高等専門学校の専攻科1年生から修了するまでの正規の最短修業年限。
- 2 前項に定める交付期間の中途から交付する場合は、卒業または修了までの正規の最短修業年限とする。

(貸与奨学生の交付)

第8条 貸与奨学生は、原則として3ヶ月毎に本人に交付する。

(貸与奨学生の休止)

第9条 貸与奨学生が、次の各号の1に該当すると認められたときは、貸与奨学生の交付を休止、または貸与奨学生の交付期間を短縮することがある。

- ① 休学または留年したとき。
- ② 第30条に定める書類の提出を怠ったとき。

(貸与奨学生の復活)

第10条 前条の規定により、貸与奨学生の交付を休止された者が、その事由が止んで願い出たときは、貸与奨学生の交付を復活することができる。ただし休止されたときから2年経過したときは、この限りでない。

(貸与奨学生の打切)

第11条 貸与奨学生が、次の各号の1に該当すると認められたときは、貸与奨学生の交付を打切ることがある。

- ① 傷病のために成業の見込みがないとき。
- ② 退学したとき、または在学学校で処分を受けたとき。
- ③ 第31条に定める届出義務を怠ったとき。
- ④ 第9条の休止期間が2年に達したとき。
- ⑤ 第2条第1項に定める奨学生の資格を失ったとき。

(貸与奨学生の辞退)

第12条 貸与奨学生は、いつでも貸与奨学生の辞退を申し出ることができる。

(奨学生借用証書の提出)

第13条 貸与奨学生が、次の各号の1に該当するときは、連帯保証人と連署の上、奨学生借用証書（別紙様式3号）を直ちに提出しなければならない。

- ① 卒業または修了、もしくは貸与奨学生の交付期間が満了したとき。
- ② 退学したとき。
- ③ 貸与奨学生の交付を打切られたとき。
- ④ 貸与奨学生を辞退したとき。

(貸与奨学生の利息)

第14条 貸与奨学生には、利息をつけない。

II. 貸与奨学生の返還

(貸与奨学生の返還)

第15条 貸与奨学生は、その交付が終了したときから、6ヶ月据置きののち、交付期間の2倍の期間以内に、その全額を返還しなければならない。

- 2 前項の奨学生は、原則として月賦、半年賦、または年賦の方法によらなければならない。
- 3 前項の割賦による1年の返還金額は、奨学生の全額を第1項の返還年数で除した金額を下廻ってはならない。
- 4 奨学生は、いつでも繰上げ返還することができる。

(貸与奨学生の返還の一括請求)

第16条 正当な事由がなくて、貸与奨学生の返還を怠ったときは、前条第1項に定め

る最終返還期限の到来前に、返還未済額の全部の返還を、一括請求することがある。

2 第11条により、貸与奨学生の交付を打切ったときは、前条第1項の規定にかかわらず、直ちに貸与奨学生の全額の返還を請求することがある。

(貸与奨学生の返還猶予)

第17条 災害、傷病、その他やむを得ない事由のため、貸与奨学生の返還が困難な場合は、返還を猶予することがある。

貸与奨学生の返還猶予を受けようとするときは、その事由に応じて、これを証明することのできる書類を添付し、連帯保証人と連署の上、奨学生返還猶予願を提出しなければならない。

(貸与奨学生の返還免除)

第18条 貸与奨学生および貸与奨学生であった者が死亡、または心身の障害のため、返還不能となったときは、交付を受けた貸与奨学生の全部、または一部の返還を免除することがある。

返還免除を受けようとするときは、次の各号の書類を添付の上、奨学生返還免除願を提出しなければならない。

- ① 死亡によるときは戸籍謄本、心身の障害によるときはその事実および程度を証する医師の診断書。
- ② 返還不能の事情を証する書類。

第3章 奨学生の給付

(給付奨学生の応募手続)

第19条 奨学生の給付を受ける奨学生の志願者は、奨学生給付願書（別紙様式4号）に次の書類を添えて、原則として学年の始めに本会に提出しなければならない。

- ① 履歴書（写真貼付）
- ② 住民票謄本または戸籍謄本
- ③ 家族状況調書
- ④ 学資負担者（家計支持者）の年収証明書
- ⑤ その他に本会が必要とする書類

(給付奨学生の採用)

第20条 給付奨学生の採用は、各年度の事業計画に基づき、選考委員会（理事会）の選考を経て、会長が決定する。

2 給付奨学生の採用が決定したときは、これを本人に通知する。

(給付奨学生に係る誓約書の提出)

第21条 前条の採用通知を受けた給付奨学生は、誓約書（別紙様式5号）を提出しな

ければならない。

(給付奨学生の額)

第22条 紿付奨学生の額は、月額120,000円とする。

(給付奨学生の交付期間)

第23条 紿付奨学生を交付する期間は、次の各号のうち該当する学校の期間とする。

- ① 大学院の修士課程1年生から修了するまでの正規の最短修業年限。
- ② 大学の学部3年生から卒業までの正規の最短修業年限。
- ③ 高等専門学校の4年生から卒業までの正規の最短修業年限。
- ④ 高等専門学校の専攻科1年生から修了するまでの正規の最短修業年限。

2 前項に定める交付期間の中途から交付する場合は、修了または卒業までの正規の最短修業年限とする。

(給付奨学生の交付)

第24条 紿付奨学生は、原則として3ヶ月毎に本人に交付する。

(給付奨学生の休止)

第25条 紿付奨学生が、次の各号の1に該当すると認められたときは、給付奨学生の交付を休止、または給付奨学生の交付期間を短縮することがある。

- ① 休学または留年したとき。
- ② 第30条に定める書類の提出を怠ったとき。

(給付奨学生の復活)

第26条 前条の規定により、給付奨学生の交付を休止された者が、その事由が止んで願い出たときは、給付奨学生の交付を復活することができる。ただし休止されたときから2年経過したときは、この限りでない。

(給付奨学生の打切)

第27条 紿付奨学生が、次の各号の1に該当すると認められたときは、給付奨学生の交付を打切ることがある。

- ① 傷病のために成業の見込みがないとき。
- ② 退学したとき、または在学学校で処分を受けたとき。
- ③ 第31条に定める届出義務を怠ったとき。
- ④ 第25条の休止期間が2年に達したとき。
- ⑤ 第2条第1項に定める奨学生の資格を失ったとき。

(奨学生の辞退)

第28条 紿付奨学生は、いつでも給付奨学生の辞退を申し出ることができる。

(奨学生受給確認書の提出)

第29条 紿付奨学生が、次の各号の1に該当するときは、奨学生受給確認書(別紙様

式6号)を直ちに提出しなければならない。

- ① 卒業または修了、もしくは給付奨学金の交付期間が満了したとき。
- ② 退学したとき。
- ③ 給付奨学金の交付を打切られたとき。
- ④ 給付奨学金を辞退したとき。

第4章 奨学生等の届出義務

(学業成績表等の提出)

第30条 奨学生は、毎学年末に学業成績表を速やかに提出しなければならない。

2 その他に本会が必要とする書類を提出しなければならない。

(異動の届出)

第31条 奨学生は、次の事項については、速やかに届出なければならない。

- ① 留学が決まったとき、休学・留年、または退学したとき。
- ② 本人、連帯保証人、または学資負担者の身上、住所、氏名その他重要な事項に異動があったとき。
- ③ 在学学校で処分を受けたとき。

(貸与奨学生であった者の届出)

第32条 貸与奨学生であった者は、貸与奨学金の返還完了までに、本人、または連帯保証人の身上、住所、職業その他重要な事項に異動があったときは、速やかに届け出なければならない。

(連帯保証人の変更)

第33条 連帯保証人を変更しようとするとき、または連帯保証人が死亡その他により、保証能力を失ったときは、直ちに連帯保証人変更届を提出しなければならない。新たな連帯保証人が適当でないときは、これを変更させることができる。

第5章 補 則

第34条 この規程の変更は、理事会の承認を得て行うものとする。

第35条 この規程の実施についての必要な事項は、別に定める。

付 則

この規程は、2024年4月1日から施行する。